北海道家畜排せつ物利用促進計画のポイント

◆ 国が家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）に基づき令和7年4月に新たな「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を定めたことから、道としても、令和12年度を目標に新たな計画を策定。

1　現状と課題

○　家畜排せつ物は、たい肥・液肥としての活用や放牧により、96%が農地に還元され、液肥の一部は、メタン発酵させてバイオガスとして発電や熱利用に活用されるなど、有効に利用されている。

■ 家畜排せつ物の利用状況　（単位：千トン）

区分	堆肥	液肥		放牧	その他	計
		尿	ｽﾗﾘｰ			
利用量	11,168	1,479	4,068	940	707	18,361
割合	61%	8%	22%	5%	4%	100%

資料：市町村家畜排せつ物利用促進計画（152市町村）より

○　一方、家畜排せつ物の処理においては、

- 経営規模の拡大などによる家畜排せつ物の増加
- 家畜排せつ物処理施設の老朽化
- 環境規制の強化への対応（悪臭防止、水質汚濁防止等）

などが課題。

2　新たな計画のポイント

【基本的な考え方】

○　家畜排せつ物は、畜産農家の責任で処理するとの基本に立ちつつ、環境規制や地球温暖化防止対策にも対応した、持続的な処理・利用の実現を目指す。

【具体的な施策等】

○　悪臭や水質汚濁の防止など環境規制への適切な対応を促進する。【新規】

○　畜産に由来する温室効果ガスの削減を進めるなど、地球温暖化防止対策を推進する。【新規】

○　道、（総合）振興局、市町村の各段階に設置されている「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」を通じて、引き続き、法の管理基準に対応した適正な管理を指導していく。【継続】

○　飼養規模等に応じた施設の整備や補修等を促進する。【継続】